

**「運用プロセスにおけるサステナビリティリスクの統合ならびに
環境および社会に及ぼす主要な悪影響の考慮に係る方針」**

2025 年 3 月



I. サステナビリティリスクの統合方針に関する開示

はじめに

企業経営にとってのサステナビリティの重要性はますます高まっており、環境問題や社会課題への不適切な対応により企業価値が大きく毀損することも珍しいことではありません。当社は、サステナビリティリスクの運用プロセスへの統合は、責任ある機関投資家として長期にわたり運用責任を全うするために必要不可欠であると考え、こうしたリスクを適切に特定・評価し、投資判断に活用するための取り組みを行っています。

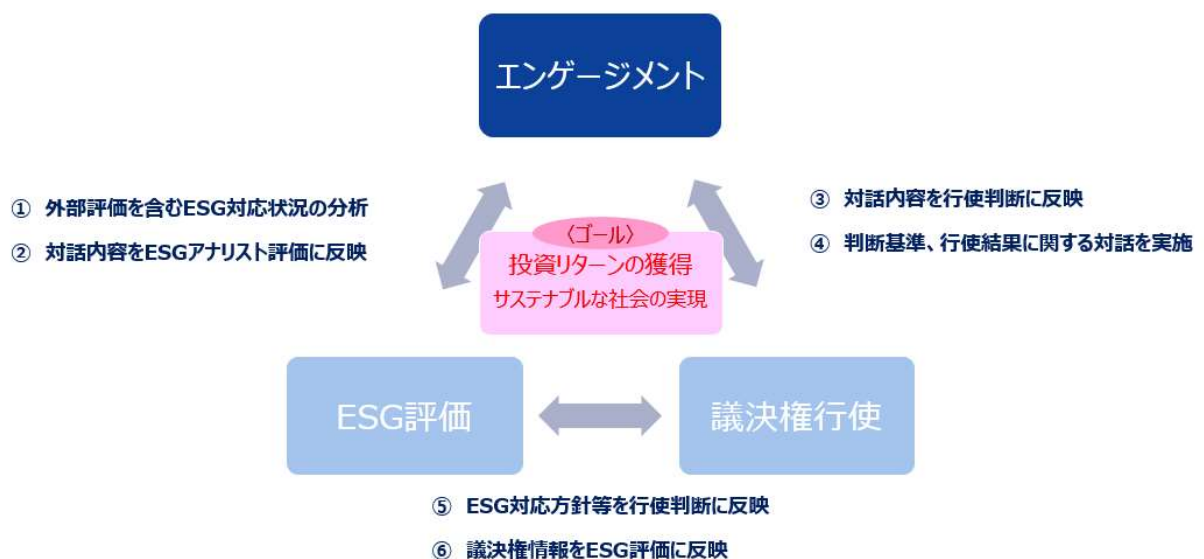
一般にサステナビリティリスクは広範な分野にわたり、潜在的なものから既に財務情報化しつつあるもの、その蓋然性が高いものまで様々であり、かつ外部環境や市場参加者の変化等により常に変化し得るものです。また、サステナビリティリスクが金融商品等の投資成果に与える影響は事業特性により異なっているため、業種ごとにマテリアリティの高いサステナビリティ課題を特定し、ESG 評価やエンゲージメント、議決権行使などの総合的な投資行動に反映しています。

当社では、責任投資推進室が中心となり、必要に応じ運用プロダクト毎の投資哲学等を踏まえて、ESG 評価の運用プロセスへの反映をサポートすることで、組織としての一貫性や継続性が確保された体系的な対応も進めており、以下のような企業価値に影響を与える潜在的な事業機会・リスクを効果的に分析・把握するための枠組みを整備しています。

1. 概要

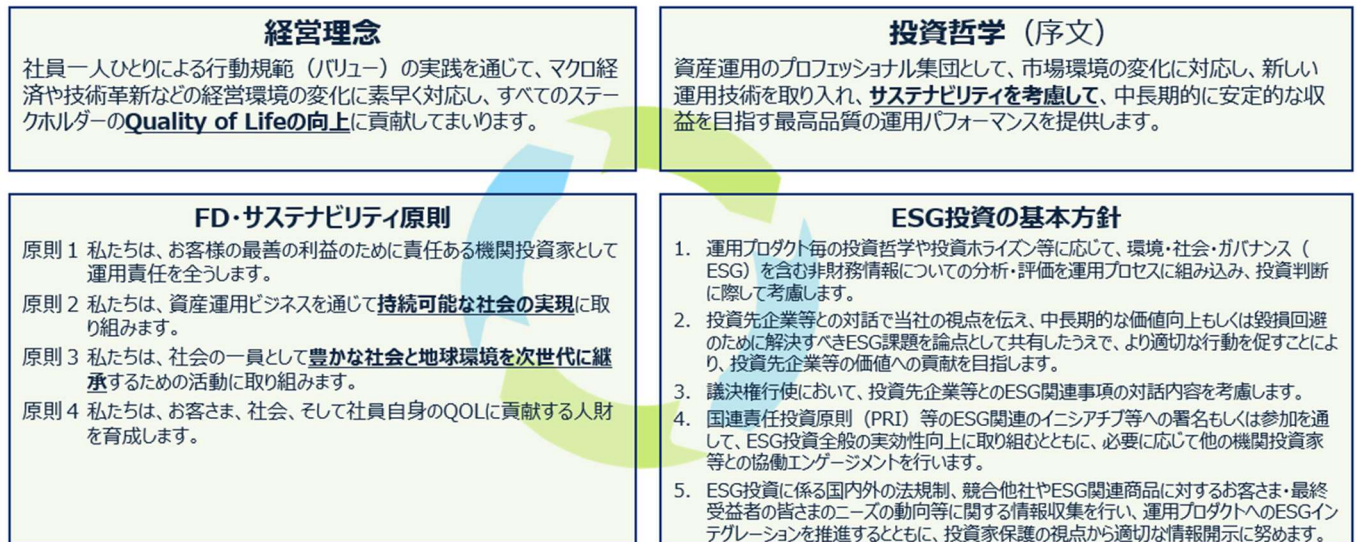
(1) サステナブル／ESG 投資で重視する視点

- 画一的な形式基準に過度に囚われることなく、ゴールを見据え、実効性を重視した活動を展開します。
- 投資先企業のリスクと機会、個社の事情を理解した上で、課題解決に向けた取り組みを後押し、効果的な情報開示を促します。



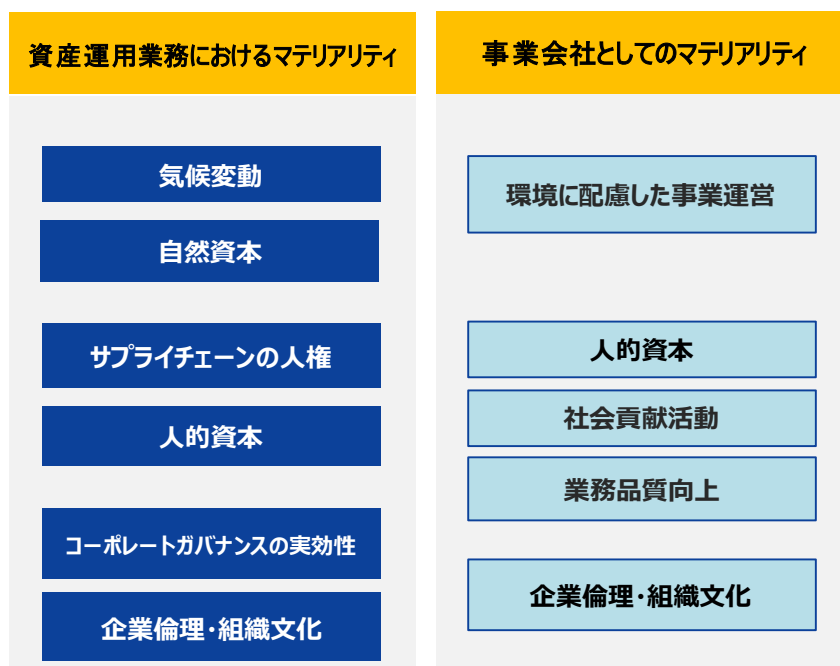
(2) サステナブル／ESG 投資に関する当社の理念・基本方針

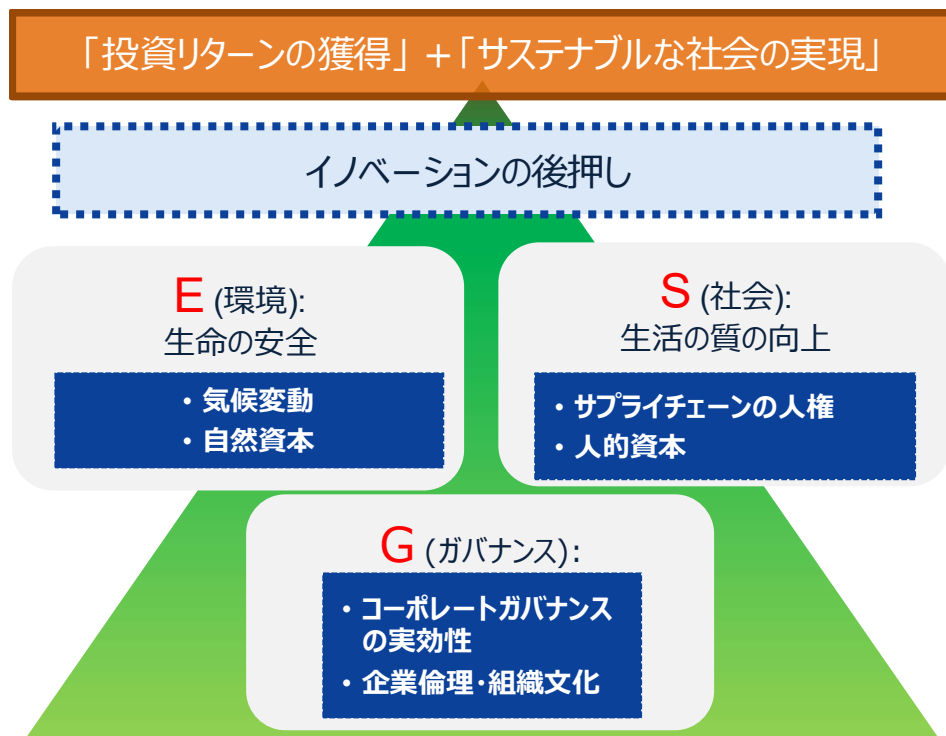
- 当社は、「経営理念」、「投資哲学」、「FD・サステナビリティ原則」、「ESG 投資の基本方針」でサステナビリティ（ESG 要素を含む持続可能性）に関する取り組みを明記し、最高品質の運用パフォーマンスの提供とサステナブルな社会の実現への貢献の両立を目指しています。



(3) 当社のマテリアリティ（取り組むべき重要課題）

- マテリアリティを起点に、当社が目指す「サステナブルな社会」の姿、実現に向けた取り組みを社内外に提示しています。
- 資産運用業務では、外形的な基準よりも実質に重きを置いて真にステークホルダーにとって価値のある活動を行います。
- 社会へのネガティブインパクトの抑止（リスク）、およびポジティブインパクトの創出（機会）の両方の視点から、投資先企業の企業価値に与える影響を分析します。

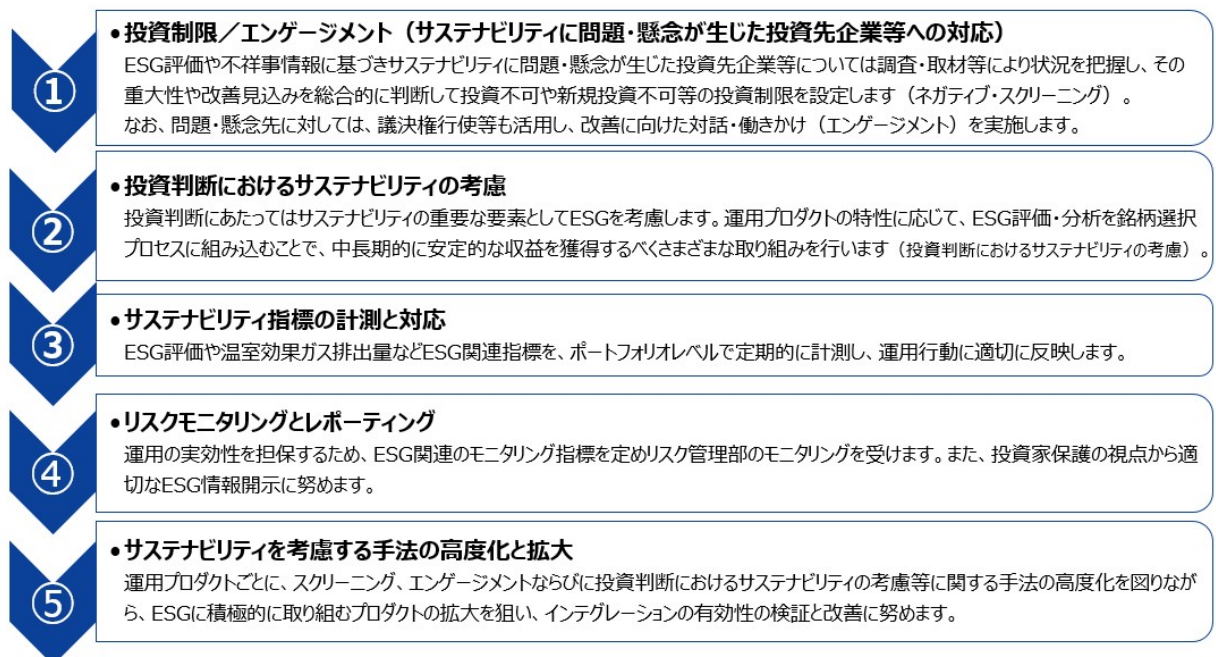




(4) 運用プロセスへのサステナビリティ／ESG の組み込み

- 当社は「ESG 投資の基本方針」に則り、原則(*)、アクティブ運用を行う全運用担当者が投資先企業等のサステナビリティの重要な要素である ESG を考慮した運用を行っています。

(*)/パッシブ運用や売り建てを行う等、適用が難しいプロダクトは適用除外とする場合があります。以下の図は代表的な運用プロセスです。



2. 企業の状況把握に関する方針およびエンゲージメントに関する方針

- 投資に関するリサーチを付加価値の源泉として重視します。アナリストおよびファンドマネージャーが様々な情報収集を通じて、投資先企業等の状況を把握します。
- 投資先企業等の取組み方針、財務状況や経営戦略等に関する一般的な対話にとどまらず、持続的成長、価値向上もしくは毀損回避を促すべく投資先企業等の状況把握に努め、理解を深めます。
- 財務情報のみならず、環境・社会・ガバナンス（ESG）をはじめとするサステナビリティに関する情報収集・評価・分析を行い、プロダクト毎の投資哲学等に応じて運用プロセスに反映します。
- サステナビリティに関する評価・分析を運用プロセスに組み込む方針は、国内株式のみならず、REIT、外国株式、内外債券等、様々な投資資産に対して適用します。
- 中長期的な視点から、グローバルな経営環境、産業界全体、特定業種、あるいは個別に抱える課題を踏まえた適切な戦略・ビジョンの策定・実行、情報開示等を投資先企業等に促すエンゲージメントを行います。
- 資本コストを踏まえた効率的な投資や適切な財務・資本構成、株主（もしくは投資主）還元方針等の策定、ならびに情報開示の充実を促します。
- 議決権行使に関する課題や、気候変動リスクへの意識の高まり、持続可能な開発目標（SDGs）の浸透等のサステナビリティに影響を与える ESG 課題等もエンゲージメントの対象とします。

3. 議決権行使の方針

- お客さま・最終受益者の皆さまの利益のため、投資先企業等の価値向上もしくは毀損回避を目的に議決権を行使します。
- 議決権は、その具体的な行使方法によって経営等にインパクトを与え、投資先企業等価値を変動させ得る重要な権利と認識し、経営者等が株主等利益を損なうことを防ぐよう、および経営者等が資源の有効活用を図り、最大の価値を生み出す動機付けとなるよう議決権を行使します。
- 議決権行使判断基準について、お客さま・最終受益者の皆さまの利益に資すること、および投資先企業等の価値向上もしくは毀損回避に資することが最も重要な基準であり、対話等を踏まえ投資先企業の実態に則った判断に努めます。
- 法令遵守にとどまらず、消費者、取引先、地域社会、社会全般といった株主等以外のステークホルダーとの協調関係も尊重した健全な経営が投資先企業等価値に資すると考え、社会的信用に関する行為は短期、長期にかかわらず価値毀損の可能性が高いという見方を採り、議決権行使に際しても、社会的信用に関する行為に対しては厳しい姿勢で臨みます。
- 議決権行使判断の主な視点
 - ①結果責任検証に関する視点
 - 業績、ROE 等の資本効率、株主（投資主）還元、株主総利回り（TSR）
 - 役員の適格性（役員会への出席率等）
 - 社会的信用に関する行為についての責任
 - ②将来の価値向上もしくは毀損回避に関する視点
 - 機関設計、役員会構成（社外役員比率、多様性等）、会計監査人

- 役員の適格性（社外役員の独立性・兼職数等）
- 報酬のあり方（将来の価値向上もしくは毀損回避に資するためのインセンティブ）
- 事業戦略、財務・資本戦略、ESG を含む非財務要素に関わる中長期戦略

4. 投資除外に関する方針

当社では、投資不適切企業等管理規則に基づき、ESG 視点で投資対象として不適切な場合等に、責任投資推進室担当役員が投資制約を決定することとしています。これにより、SFDR の定義する「good governance practices」（健全な業務運営）に適合しない企業等を当社の投資可能ユニバースから除外しています。

現時点で投資除外としているものには、以下の類型があります。

- A) ESG 視点で不適切な行為をなした企業等
- B) ESG 視点で不適切な製品・サービス等を提供する企業等
- C) 規範に基づくネガティブスクリーニング
- D) プロダクト・レベル投資除外（プロダクト特性、顧客ガイドラインに沿って個別に設定）

規範に基づくネガティブスクリーニングと投資除外

- ①②の定量基準を同時に満たし、③の定性判断で考慮すべき事項がないものを「ESG 視点で投資対象として不適切」と指定

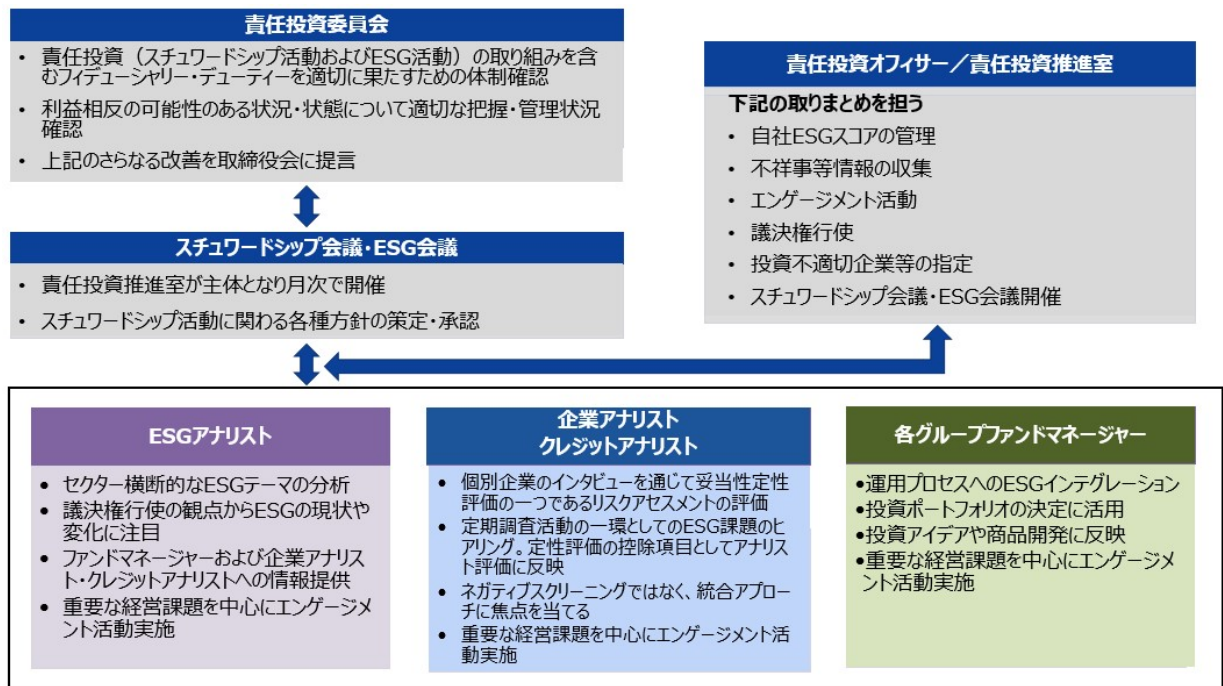
管理規則	外部データベース等	閾値等
① 国際規範等に抵触	1) サステナリティクス社 国際規範 <u>スクリーニング</u>	“Non-compliant”
② マテリアリティ	2) サステナリティクス社 <u>Controversy</u> スコア	“5”
③ 定性判断 （運用部門各部）	3) 運用部門担当役員による <u>定性判断</u> （一般的な国際規範に関する各種評価なども参照）	（個別要因）
④ 責任投資担当役員の決定	4) 責任投資推進室担当役員による <u>決定</u>	（総合判断）

- スチュワードシップ会議/ESG 会議での審議を経て、責任投資推進室担当役員が投資制約を決定

＜制約の種類＞

- 1) 全社に投資制約：売却、買い付け禁止等
- 2) アクティブ・ファンドに投資制約
- 3) 指定保留（情報が十分ではない等）

5. サステナブル／ESG 投資の推進態勢



6. サステナブルプロダクト認定部会

- 当社はすべてのアクティブ運用プロダクトでサステナビリティ要素を考慮することを運用哲学に明記し、同時に当社独自の認定基準に基づくサステナブルプロダクトの分類を行っています。
- サステナブルプロダクトの認定は、サステナブルプロダクト認定部会での審議を踏まえて、責任投資推進室長が決定します。
- サステナブルプロダクト認定部会の部会長は責任投資推進室長で、メンバーは運用部門、商品部門、リスク管理部門、開示部門等から構成されています。
- サステナブルプロダクト認定部会では、運用面でのサステナビリティ考慮に加え、モニタリングや情報開示の在り方についても議論を行っています。
- EU Regulation on Sustainability related Disclosure in the Financial service sector (SFDR) において、Article8 および Article9 の届出をする場合は、当社独自の認定要件に則って事前に社内認定を受けることとしています。
- なお、昨今の社会的なサステナビリティ貢献を求める声の高まりや、ESG 関連データの拡充等を踏まえ、認定基準自体も定期的に見直し、より高次のサステナビリティ考慮を目指します。

「Article 8相当」	認定要件項目
要件1	サステナブル投資を目的とはしないが、サステナビリティを促進すること
要件2（1）	「good governance practices」が担保されていること
要件2（2）	Sustainable Investmentについて「do not significantly harm」が担保されていること
要件3	サステナビリティ・リスクが考慮されていること
要件4	principal adverse impact(PAI)が考慮されていること
※ その他SFDRが定める必要開示要件を満たすこと	

（注）SFDR は、2021 年 3 月から適用が開始された、欧州連合のサステナブルファイナンス開示規則（Sustainable Finance Disclosure Regulation）の略称です。

7. マテリアリティに関する取り組み

当社は、"Quality of Life に貢献する最高の資産運用会社へ。"を経営理念に掲げ、お客さまへの質の高い資産運用サービスの提供とともに、インベストメント・チェーンの一翼を担う責任ある機関投資家として投資先企業等に対するスチュワードシップ活動を行っています。

こうした取り組みを加速させ、サステナブルな社会の実現にこれまで以上に貢献できるよう、重要な経営課題として「マテリアリティ」を特定しました。当社におけるマテリアリティは、資産運用業の特性を考慮して「資産運用業務におけるマテリアリティ」と「事業会社としてのマテリアリティ」に区分し、それぞれ「環境問題：生命の安全」、「社会課題：生活の質の向上」、「ガバナンス」の3つの分野において多々あるなかから重要度の高い課題を特定しました。

マテリアリティの特定にあたっては、社員、社外有識者、お客さまや評価機関などの幅広いステークホルダーの意見を基に経営陣が議論を重ね、多岐にわたる課題のなかから環境・社会・ガバナンスそれぞれの重点課題を特定しました。

（1）資産運用業務におけるマテリアリティ

「サステナブルな社会の実現における重要性」と「長期的な運用パフォーマンスにおける重要性」の二つの視点から、とりわけ重要度が高い6つのテーマを特定しました。

- 気候変動
- 自然資本
- サプライチェーンの人権
- 人的資本
- コーポレートガバナンスの実効性
- 企業倫理・組織文化

これらのマテリアリティは、当社独自の ESG 評価の評価項目に反映するとともに、エンゲージメントにおいてはテーマごとに定める重点セクターやターゲット企業を主な対象として、外形的な基準はもとより実質を重視した真にステークホルダーにとって価値のある活動を行ってまいります。また、議決権行使においては、投資先企業に

対して ESG に関する積極的な情報開示を促し、開示が不十分で改善の意思が見られない場合には取締役選任に反対を行います。

(2) 事業会社としてのマテリアリティ

「サステナブルな社会の実現における重要性」と「当社の事業運営における重要性」の二つの視点から、とりわけ重要度が高い5つのテーマを特定し、社会・お客さま・社員の Quality of Life 向上に資する足下の活動に加えて、中長期的な視点から人財開発や健全な組織文化づくりに取り組んでまいります。

- 環境に配慮した事業運営
- 人的資本
- 社会貢献活動
- 業務品質向上
- 企業倫理・組織文化

以上の通り、当社ではサステナビリティに配慮した総合的な事業運営に取り組んでおります。

8. ESG 評価フレームワーク

一般に ESG 要素は広範な分野を包含しており、投資判断に与える影響は事業特性により異なっているため、GRI や SASB（米・サステナビリティ会計基準審議会）、各 ESG 評価機関の考え方も参考に、業種ごとにマテリアリティの高いサステナビリティ課題を特定し、エンゲージメント・テーマや ESG 評価基準に反映しています。

(1) 個別企業等の ESG 評価

当社は投資対象とするアセットクラス、企業等の属性、ESG データの入手可能性（アベイラビリティ）およびマテリアリティを考慮して、次のような自社による複数の ESG 評価スコア体系を開発し、活用しやすい評価方法を構築しています。

また、より広範な情報を活用するため自社のみでは入手が難しい ESG 情報については、次の外部 ESG プロバイダー等から得られる ESG 関連データも補完的に活用して、各ファンドのポートフォリオの ESG 特性を多面的にカバーした分析ができるようにしています。

評価項目および評価ウェイトについては、責任投資推進室が中心となって決定し、評価方法の有効性を担保するため、自社評価の評価項目と評価ウェイトを定期的に見直します。

① 自社 ESG 評価

- SMDAM ESG Score (Comprehensive)
 - 主として日本の株式・社債の発行体を評価
 - 自社のセクターアナリストやクレジットアナリストの継続的なカバーがあるものが付与対象
 - 基礎評価・アナリスト評価から構成され、E・S・G それぞれについて広範な評価項目
 - 2009 年以降の実績がある ESG スコア
- SMDAM ESG Score (Core)
 - 主として、セクターアナリストやクレジットアナリスト等による継続的なカバーがない国内の投資先企業

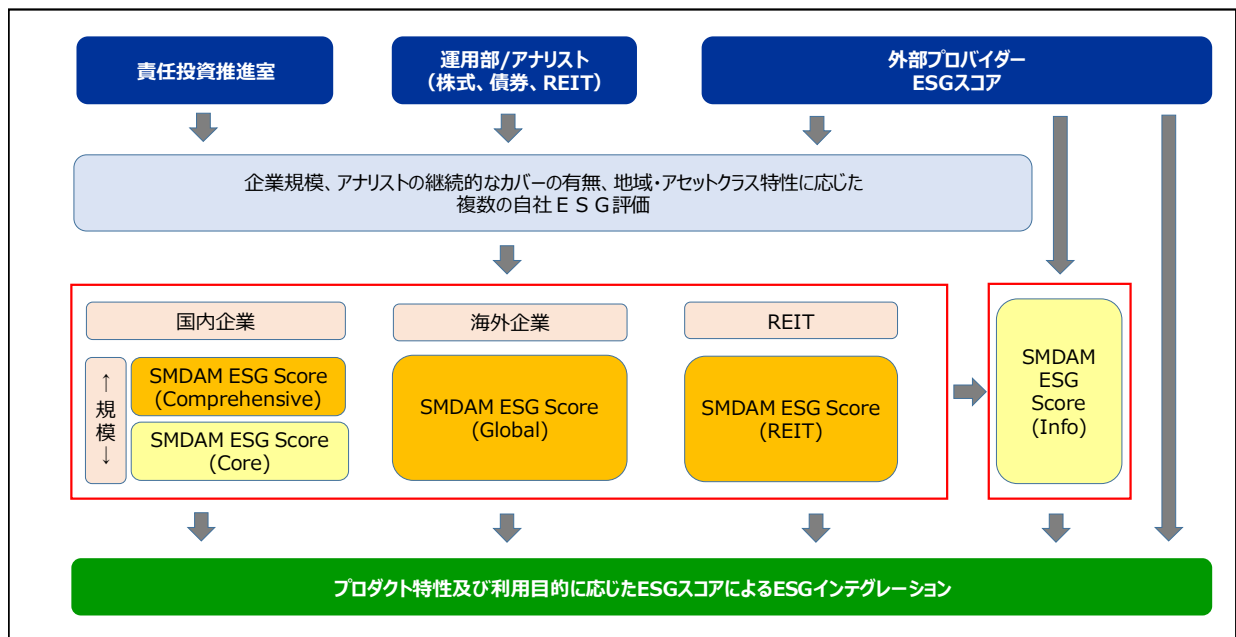
等の評価

- 基礎評価とアナリスト評価から構成され、特に重要性の高い項目に絞り込んで評価するとともに、環境および社会に及ぼす主要な悪影響についても反映
- アナリスト評価は、担当アナリスト、運用担当者もしくは責任投資推進室が付与
- SMDAM ESG Score (Info)
 - 広範なカバレッジを要する外部 ESG 評価機関のデータベースをベースに、自社 ESG スコアを外挿して算出
 - ポートフォリオの ESG 評価を算出し、ベンチマークと比較することを主な目的とする
- SMDAM ESG Score (Global)
 - 主として、セクターアナリストやクレジットアナリスト等がカバーする海外の投資先企業等の評価、必要に応じて国内の投資先企業等にも付与
 - 基礎評価とアナリスト評価から構成され、アナリスト評価はセクター毎のマテリアリティを考慮の上、絞り込まれた重要評価項目について評価を行う
- SMDAM ESG Score (REIT)
 - リートアナリストが評価する国内外のリートに特化した評価体系
 - ガバナンス・スコアは、各国の法律・制度等を考慮した当社独自の評価項目
 - 環境／社会面は、不動産に特化した ESG 指標である GRESB や、TCFD を参照した評価基準に基づきリートアナリストが評価

② 外部 ESG 評価・データベース

- Sustainalytics ESG Risk Rating
- Sustainalytics Global Standard Screening
- Sustainalytics Country Risk rating
- Sustainalytics PAI (Principal Adverse Impact) Solutions
- CSRHUB
- RepRisk Rating
- GRESB

(2) ESG 評価フレームワークにおける自社 ESG 評価の活用



9. ESG データプロバイダー活用検討会

- ESG 評価・データ提供機関（ESG データプロバイダー）によって、メソドロジー、カバレッジ企業数、データ更新頻度、データの透明性に差があるため、当社は利用目的に応じて複数の ESG データプロバイダーを利用しています。
- また、採用後も必要に応じてプロバイダーとメソドロジーの適切性等についてディスカッションを行い、プロバイダーの品質を確認しています。
- 上記のような外部 ESG データの有効性および信頼性を検証することを目的として、当社は ESG データプロバイダー活用検討会を設置しています。検討会は責任投資推進室が所管し、運用、運用開発、運用企画、リスク管理、IT、開示、等の様々な部門の意見を集約し多面的にプロバイダーの評価を実施しています。

10. 協働エンゲージメントとイニシアティブ

当社は責任ある投資家として適切にスチュワードシップ責任を果たせるように、各種の国内外イニシアティブに署名・賛同し、他の投資家等と協働しています。グローバル規模の課題を解決し、持続的な社会を実現するためには、さまざまな組織が垣根なく連携して取り組むことが不可欠なため、ESG 投資全般の実効性向上に向けて積極的にイニシアティブに参加し、協働エンゲージメントを実施しています。

また、国際規範等へ抵触した企業に対して、外国企業を中心に一部エンゲージメントで外部専門機関と協業して対話を行うことで、状況管理、および再発防止策の進展を促しています。

(1) 協働エンゲージメント

- 対話先、対話テーマの設定にあたり、他の機関投資家と協働することが投資先企業の価値向上もしくは毀損回避に効果的と考えられる場合には、協働エンゲージメントを選択します。
参加する協働エンゲージメントの方針に則り、当社の考えを伝え理解を求める一方、他社の考えも尊重しながら投資家共通の利益を追求します。
- 機関投資家協働対話フォーラム（IICEF）では、政策保有株式、親子上場、企業価値向上に繋がるマテリアリティの策定等、ガバナンス面を中心とした株主共同の利益に資するテーマに注力します。
- 主に外国企業を中心として、Sustainalytics をエンゲージメントパートナーとして採用し、委託エンゲージメントおよび協働エンゲージメントを実施しています。

名称	概要
機関投資家協働対話フォーラム(IICEF)	機関投資家の適切なスチュワードシップ活動に資するよう、国内の機関投資家（パッシブ投資家を中心）が協働で行う企業との建設的な「目的を持った対話」（協働エンゲージメント）を支援する目的で設立された一般社団法人。
Climate Action 100+	グローバルな環境問題の解決に大きな影響力のある企業（現在 167 社にフォーカス）と、情報開示や温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みなどについて建設的な対話を行う機関投資家の世界的なイニシアティブ。
Non-Disclosure Campaign	CDP 署名機関が参加可能な協働エンゲージメント。CDP を通じて環境に関するデータを報告したことがない企業を選定し、各リード投資家がエンゲージメントを実施。本キャンペーンでエンゲージメントの対象となった企業は、CDP 質問書へ回答する確率が上昇し、投資家が活用できる環境データを増やす効果が期待される。

(2) グローバル・イニシアティブの活用

① グローバル・イニシアティブ参加の目的

パリ協定や生物多様性条約などの地球環境のための国際的枠組みやグローバル・イニシアティブに対し、取り組みへの支持・コミットメントを積極的に表明。国内外のイニシアティブへの参画を通して、グローバルな状況変化を先取りし、ESG 関連の知見を蓄積しながら投資に活用するとともに、サステナブルな社会の実現に向けた投資先企業等の取り組みを後押ししています。

② 参加グローバル・イニシアティブの活用

責任投資推進室が原則グローバル・イニシアティブの活動を推進し、当社活動報告の他、カンファレンス等に参加し情報収集を行っています。

- Principles for Responsible Investment（PRI）
カンファレンス参加等による情報収集
- Asian Corporate Governance Association（ACGA）
カンファレンス参加等による情報収集。協働エンゲージメントにも参画方針
- 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21 世紀金融行動原則）
活動報告提出、カンファレンス参加等による情報収集

- 30% Club Japan Investor Group
事務局運営。活動報告提出、カンファレンス参加等による情報収集、ベストプラクティス共有と当社活動への活用
- Task Force on Climate-related Financial Disclosures (TCFD) および TCFD コンソーシアム
カンファレンス参加等による情報収集
- Climate Action 100+
対象日本企業 10 社中 2 社に参画。企業との折衝担当窓口のアセットマネジメント会社からカンファレンス形式による定期報告を受け、その場で意見表明を行う。「ネットゼロ企業ベンチマーク」についても当社が実施する気候変動対応エンゲージメントで活用
- CDP
カンファレンス参加等による情報収集。「Non-Disclosure Campaign 協働エンゲージメント」への参加
- Net Zero Asset Managers Initiative (NZAMI)
カーボンニュートラル目標のコミットメント表明
- Taskforce on Nature-related Financial Disclosures (TNFD)
自然資本に関する情報開示の高度化に向けた情報収集

Ⅱ. 環境および社会に及ぼす主要な悪影響の考慮に関する開示

はじめに

当社は、資産運用ビジネスを通じて多様性に富み活力あふれる社会の実現に貢献すること、また、すべてのステークホルダーを尊重し共に成長することを目指すことを、私たちのミッションとして経営理念に明記しています。資産運用会社としてはもちろん、一企業市民としても、事業の環境および社会に及ぼす主要な悪影響（Principal Adverse Impact、以下「PAI」という。）¹を軽減することは当然の責任と考えています。

当社は、こうした考えに基づき、資産運用業務におけるマテリアリティとは別に事業会社としてのマテリアリティを特定し、自社の温室効果ガス排出量削減、サステナブル調達、人権方針に基づく人権デューデリジェンスの実施など、ステークホルダーの Quality of Life の向上に貢献する事業運営に努めています。

資産運用業務においては、投資先企業の PAI を考慮することは、実態経済の基盤である自然環境と社会の安定を高め、長期にわたり質の高い投資リターンをお客さまに提供するために不可欠であると考えています。当社では、アクティブオーナーシップの考えに基づき行う一連のスチュワードシップ活動を「PAI デューデリジェンス」²と定義し、すべての運用プロダクトの共通インフラとして位置付け、全社的な取り組みを行っています。

当社における PAI デューデリジェンスの実施プロセスは、次の 6 つの要素で構成されています。それぞれについて、以下で詳しく説明します。

1. 経営理念と各種方針
2. PAI の特定と優先度付け
3. 運用プロセスにおける PAI の考慮
4. エンゲージメントとエスカレーション
5. 協働エンゲージメントとイニシアティブ
6. モニタリングと開示・報告

1. 経営理念と各種方針

当社は、「経営理念」および企業活動の基本方針となる「FD・サステナビリティ原則」において、お客さま、投資先企業、社会全体それぞれの“Quality of Life”向上に貢献することを謳っています。また、役職員一人ひとりが日々の業務でこうした理念をより効果的に実践できるよう、2021 年には人権方針ならびにサステナブル調達方針を制定し、2022 年には資産運用業、事業会社それぞれのマテリアリティを特定しました。

資産運用業務においては、「ESG 投資の基本方針」で環境・社会のサステナビリティが与える投資先企業への影響（サステナビリティリスク）とともに、投資先企業の活動が環境・社会におよぼす負の影響（PAI）を考慮することを定めています。サステナブル投資をめぐる法規制や国際規範はいまなお高度化を続けています。当社は国内外の動向を踏まえて、方針の適切性の定期的なレビューを行い、必要があれば柔軟に見直しを行ってまいります。

¹ ここでの環境および社会に及ぼす主要な悪影響（PAI）とは、欧州サステナビリティファイナンス開示規則（SFDR）における概念を包含するが、それに限らず当社の事業運営および投資判断が、環境・社会などサステナビリティ要素に与える重大な負の影響を指す。

² 当社における「PAI デューデリジェンス」は、OECD「機関投資家の責任ある企業行動：OECD 多国籍企業行動指針に基づくデューデリジェンスに関して考慮すべき重要な事項」に準拠しています。

経営理念

社員一人ひとりによる行動規範（バリュー）の実践を通じて、マクロ経済や技術革新などの経営環境の変化に素早く対応し、すべてのステークホルダーの**Quality of Lifeの向上**に貢献してまいります。

投資哲学（序文）

資産運用のプロフェッショナル集団として、市場環境の変化に対応し、新しい運用技術を取り入れ、**サステナビリティを考慮して**、中長期的に安定的な収益を目指す最高品質の運用パフォーマンスを提供します。

FD・サステナビリティ原則

- 原則 1 私たちは、お客様の最善の利益のために責任ある機関投資家として運用責任を全うします。
- 原則 2 私たちは、資産運用ビジネスを通じて**持続可能な社会の実現**に取り組めます。
- 原則 3 私たちは、社会の一員として**豊かな社会と地球環境を次世代に継承**するための活動に取り組めます。
- 原則 4 私たちは、お客さま、社会、そして社員自身のQOLに貢献する人財を育成します。

ESG投資の基本方針

- 運用プロダクト毎の投資哲学や投資ホライズン等に応じて、環境・社会・ガバナンス（ESG）を含む非財務情報についての分析・評価を運用プロセスに組み込み、投資判断に際して考慮します。
- 投資先企業等との対話で当社の視点を伝え、中長期的な価値向上もしくは毀損回避のために解決すべきESG課題を論点として共有したうえで、より適切な行動を促すことにより、投資先企業等の価値への貢献を目指します。
- 議決権行使において、投資先企業等とのESG関連事項の対話内容を考慮します。
- 国連責任投資原則（PRI）等のESG関連のイニシアチブ等への署名もしくは参加を通して、ESG投資全般の実効性向上に取り組むとともに、必要に応じて他の機関投資家等との協働エンゲージメントを行います。
- ESG投資に係る国内外の法規制、競合他社やESG関連商品に対するお客さま・最終受益者の皆さまのニーズの動向等に関する情報収集を行い、運用プロダクトへのESGインテグレーションを推進するとともに、投資家保護の観点から適切な情報開示に努めます。

（図表再掲）

2. PAI の特定と優先度付け

当社は、資産運用業務におけるマテリアリティとして、「サステナブルな社会の実現における重要性」と「長期的な運用パフォーマンスにおける重要性」の二つの視点から、とりわけ影響（インパクト）が大きい6つのテーマを特定しています。各テーマと関連性が高いセクターや企業を中心にエンゲージメントや議決権行使を行うことを通じて投資先企業の行動変容を促し、サステナビリティリスクや PAI を軽減するよう努めます。

- 気候変動
- 自然資本
- サプライチェーンの人権
- 人的資本
- コーポレートガバナンスの実効性
- 企業倫理・組織文化

当社は SFDR が定める PAI の任意開示指標のなかから、これらのマテリアリティと関連が深く、データの入手可能性も比較的高い6つを優先度の高い指標として特定し、14 の PAI 必須開示指標とともにモニタリングを行い、定期的に関示します。

＜資産運用業務におけるマテリアリティと PAI 指標＞

	マテリアリティに選んだ理由	関連 PAI 指標
気候変動	気候変動問題は業界を問わず幅広く共通するリスクです。パリ協定を契機として国際社会でも最も重要な課題の1つとして注目されています。 各国政府が環境規制・炭素税の導入および検討、環境負荷低減製品への補助金支給など、環境対応を進めています。	M1、M2、M3、M4、M5、M6、E4

	企業においても気候変動対策が重要な経営課題の1つとなっています。	
自然資本	水、空気、土壌、鉱物、生物多様性といった自然資本は経済活動の基礎となる主要な要素です。 これまでは自然資本は当たり前に存在すると捉えられることもありましたが、人間の経済活動により再生が不可能な速度で消費されていると指摘されることもあります。 このような状況を踏まえ、自然資本の負荷低減が企業のサステナビリティに繋がると考えられます。	M7、M8、M9、E6
サプライチェーンの人権	グローバル化の進展は急速な経済発展をもたらす一方、企業活動が人権に及ぼす負の影響が問題視されています。 昨今、欧米を中心とする人権デューデリジェンスの法制化の動きや、国内においても人道外交の一環である「ビジネスと人権」に関するガイドラインや行動計画が策定されるなど、人権問題への関心が高まっています。 ひとたび企業で人権問題が露呈した場合、信用失墜につながり、当該企業製品等の不買運動が生じるリスクもあります。	S4、S9
人的資本	人的資本は企業経営を支える土台と考えます。優秀な経営者、人材の継続的な維持・獲得が重要な課題です。 また、ダイバーシティの多様性は、イノベーションの源泉、多様な視点からのリスク管理、人材の確保等の点で、重要な経営課題です。	M12、M13
コーポレートガバナンスの実効性	実効性のあるコーポレートガバナンスの構築は企業経営の根幹と位置付けられます。 コーポレートガバナンスは長期的な企業価値増大に結び付く経営管理体制であり、コーポレートガバナンス機能不全は重要な不正リスクにもつながる可能性があります。 実効性のあるコーポレートガバナンス体制は長期的に安定した企業経営が期待でき、株主と経営者との間の利益相反管理にも有用です。 また、コーポレートガバナンス体制の構築は、E および S の促進にも強く結びついています。	M10、M11
企業倫理・組織文化	企業倫理・組織文化は、創業者および歴代の経営者、従業員の日々の行動によって形成されるものです。 強固な企業倫理・組織文化は、時代を超えて当該企業内で共有され、それ自体が企業の競争優位性の源泉となり、ガバナンスとして機能します。	M14、S6、S15

	一方で、脆弱な企業倫理・組織文化はコンプライアンス意識の欠落、「ことなかれ主義」といった負の側面に繋がる可能性があります。	
--	---	--

サステナビリティに対する悪影響の分析で特に考慮するPAI指標

相手先	必須/任意	テーマ	PAI指標	PAI 名称 (SFDR)
企業	必須項目	気候およびその他環境関連の項目	M1	GHG排出
			M2	カーボンフットプリント
			M3	投資先企業のGHG排出原単位
			M4	化石燃料セクターへのエクスポージャー
			M5	非再生可能エネルギー消費量割合
			M6	気候高インパクトセクターにおけるエネルギー消費原単位
			M7	生物多様性に敏感な地域での悪影響を及ぼす活動
			M8	排水量原単位
			M9	有害廃棄物割合
	任意項目	社会および従業員、人権、反腐敗、反贈収賄に関する項目	M10	多国籍企業のUNGC原則/OECDガイドライン違反
			M11	多国籍企業のUNGC原則/OECDガイドラインをモニタリングするプロセスや仕組みの欠如
			M12	調整前ジェンダー 給与格差
			M13	取締役会のジェンダー多様性
			M14	問題武器（対人地雷、クラスター爆弾、化学兵器、生物兵器）へのエクスポージャー
国/国際機関	必須項目	気候およびその他環境関連の項目	E4	CO2排出削減施策の欠如した企業への投資
			E6	水資源の利用および再利用
		社会および従業員、人権、反腐敗、反贈収賄に関する項目	S4	サプライヤー行動規範の欠如
			S6	不十分な内部告発者保護
			S9	人権方針の欠如
			S15	反腐敗、反贈収賄方針の欠如
国/国際機関	必須項目	気候およびその他環境関連の項目	M15	GHG排出原単位
		社会および従業員、人権、反腐敗、反贈収賄に関する項目	M16	投資先国の社会違反

(注) 上表の項目は、SFDRの定めるPAI開示に関する項目のうち、必須開示項目 (M)および当社がマテリアリティに基づいて追加選択した6項目を表示している。

3. 運用プロセスにおける PAI の考慮

(1) 国際規範に基づくネガティブスクリーニング

当社は、PAI デューデリジェンスの一環として、国際規範等に抵触している可能性のある企業のスクリーニングを行っています。スチュワードシップ会議で事案の内容と影響を精査し、責任投資推進室担当役員が必要と判断した場合には投資不適切企業等の指定および投資制約を決定します。

(2) PAI 指標の考慮

当社は、サステナビリティを考慮することは長期的にリスク調整後のリターン獲得に寄与するとの考えのもと、すべてのプロダクトにおいて、投資対象企業のサステナビリティリスクとともに PAI についても、その他の財務的および非財務的要素とともに銘柄選択を行う基礎として考慮します。

また、環境・社会に重大な負の影響を及ぼしている企業は、法令違反による処罰、消費者からの信頼喪失などにより将来その企業価値が毀損する可能性も想定され、そうしたリスクを回避する観点からも早期に是正を促すエンゲージメントに努めています。

(3) 継続的なプロセス

当社は、単独または他の機関投資家と行う協働エンゲージメント、NGO などステークホルダーとの対話などを通して得た情報を基に、投資対象企業のサステナビリティリスクおよび PAI のアップデートを継続的に行います。

投資対象企業のサステナビリティリスクおよび PAI の分析結果は、アナリストレポートあるいは ESG スコア等という形で社内に共有され、運用チームの投資判断をサポートしています。

4. エンゲージメントとエスカレーション

(1) エンゲージメント方針

投資先企業等との中長期投資のための建設的な目的を持った対話は、持続的成長、価値向上もしくは毀損回避のために行い、サステナビリティ関連などの課題を踏まえた適切な戦略・ビジョンの策定・実行、情報開示等を促します。

継続的な対話にもかかわらず、環境・社会に与える重大な悪影響を含むサステナビリティ課題の改善が見られない場合や、ステークホルダーとの協調関係を尊重しないなどの社会的信用に関する行為に対しては、議決権行使に際して厳しい姿勢で臨みます。

さらに、特に重大な事態かつエンゲージメントを通じた改善も確認できない場合には、投資不適切企業等管理規則にもとづき、責任投資推進室担当役員が投資除外と指定することができます（エスカレーション）。

(2) 気候変動に関するエンゲージメント

当社は、2022 年 3 月に 2050 年までの温室効果ガス排出量実質ゼロの実現を目指す資産運用会社によるイニシアティブである「Net Zero Asset Managers Initiative」に参加しました。この目標に向けて、GHG 排出量が多い企業を中心に、パリ協定が求める水準と整合した長期計画を有する企業に付与される SBT（Science Based Targets）認証の取得、CDP 気候変動スコアの改善等の働きかけを行っています。

5. 協働エンゲージメントとイニシアティブ

当社は、より効果的かつ効率的なエンゲージメント活動を行うために、国内外のイニシアティブへの参加を通して協働エンゲージメントを行っています。

詳しくは、10 ページ「I. 10. 協働エンゲージメントとイニシアティブ」をご覧ください。

6. モニタリングと開示・報告

(1) PAI のモニタリング

当社は、ポートフォリオレベルおよび全社レベルで PAI 指標のモニタリングを行います。ただし、「3. (2)PAI 指標の考慮」で述べたように、サステナビリティリスクやその他の財務的および非財務的要素とともに銘柄選択を行う基礎として活用していることから、定量的な制約条件を求めるものではありません。

一方、PAI 指標が芳しくない投資先企業を特定することにより、保有を継続しながらサステナビリティ指標の改善に向け対話を続けることが可能となります。当社は、こうした活動こそが、本質的にサステナブルな社会の実現に貢献すると考えます。

(2) レポーティング

SFDR の対象となるファンドおよび一任アカウントについては、法令に基づき、PAI に関する必要事項の開示・報告を WEB サイト上および契約前開示資料・定期ディスクロージャーレポート上で行います。

また、SFDR が規定するエンティティの定義にかかわらず、当社全体について必須項目を含め、当社が重要と考える PAI 指標の開示を定期的に行います。

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 399 号

加入協会： 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会